誓 約 書 兼 同 意 書

　郡　山　市　長

私は、郡山市事業承継支援補助金の申請に当たり、補助金の交付要綱を確認のうえ、虚偽なく申請し、次の事項に相違ないことを誓約いたします。

**□**　私（法人の場合、その代表及び役員）に記載の者が郡山市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団等（以下単に「暴力団等」という。）に該当していないこと

**□**　事業承継の相手方（相手方が会社の場合、その代表及び役員）が暴力団等に該当していない旨を確認していること

**□**　承継する事業又は承継した事業は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に規定する業種にあたらないこと

**□**　私に代わり郡山市長が、郡山市事業承継支援補助金交付要綱第４条第１号に規定する市税等の納付状況について担当課に照会すること

**□**補助金の交付の対象となった事業について郡山市が行う調査に協力すること

　　年 　　月 　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　称

　　 　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（自署又は記名押印）

（参考）

郡山市暴力団排除条例（一部抜粋）

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号。以下「法」という。)第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(２)　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

(３)　暴力団員等　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号。)第２条に規定する者を除く。)をいう。

(４)～ (８)　略

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（一部抜粋）

（用語の意義）

第二条　この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

一 キヤバレー、待合、料理店、カフエーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業

二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計つた営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）

三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの

四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

２～４　（略）

５　この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。

６～10　（略）

11　この法律において「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、午前六時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）をいう。

12　この法律において「特定遊興飲食店営業者」とは、第三十一条の二十二の許可又は第三十一条の二十三において準用する第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて特定遊興飲食店営業を営む者をいう。

13　この法律において「接客業務受託営業」とは、専ら、次に掲げる営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業をいう。

一 接待飲食等営業

二 店舗型性風俗特殊営業

三 特定遊興飲食店営業

四 飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の許可を受けて営むものをいい、前三号に掲げる営業に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。）で、午前六時から午後十時までの時間においてのみ営むもの以外のもの）